

第2回「世界で広がる気候訴訟」

浅岡美恵さん（気候ネットワーク代表）

全世界では2023年までに2666件の気候訴訟が起こされた。最近では、環境に配慮したかのように見せかけ実態が伴わない行動や表現（グリーンウォッシュ）に対する訴訟が拡大している。

日本の司法は、「危険な気候変動の影響を受けない国民の権利を定めた法律はない」、「国・企業の義務として排出削減を定めた法律はない」、「日本、被告企業の排出量は世界全体の一部に過ぎず、原告の被害との間に法的因果関係は認められない」との立場で、市民の国に対する訴訟が困難になっている。

世界では、先駆的な裁判として、環境NGOや市民がオランダ政府に対し、2020年の温室効果ガス排出削減目標の引き上げを求めて提訴した裁判がある。2019年に最高裁は「国は2020年までに1990年比25%削減すべき（政府目標は1990年比20%削減）」と命じた地裁と高裁判決を支持し、オランダ政府の上告を棄却した。最高裁は「危険な気候変動の影響は人々の基本的権利の侵害」であり、

「国には国民を危険な気候変動から保護するための適切で効果的な措置をとる義務がある」、また「裁判所は国の措置が低きにすぎるか否かを判断できる」とした。

その後、国の責任を認めた判決がドイツ憲法裁判所（2021年）、韓国憲法裁判所（2024年）で、また「科学に基づくコンセンサスの水準の下限の削減は国の責務」とする判決が欧州人権裁判所（2024年）、韓国憲法裁判所（2024年）で、さらに「安定したクリーンな環境・気候の権利は憲法上の最も高位の権利」とする判決がブラジル最高裁（2022年）、インド最高裁（2024年）、韓国憲法裁判所（2024年）で出された。また、企業に対する訴訟も増加している。

日本では14～29歳の若者16人が2024年8月に民法の不法行為を根拠に、気候訴訟を名古屋地裁に提訴した。私たち（大人）は気候危機の深刻さを理解した最初の世代であり、気候危機に対して何かできる最後の世代だ。

堀之内来夏さん（立命館大学学生、若者気候訴訟原告）



全国から集まった若者16人で気候変動対策を怠ることは人権侵害に当たると、2024年8月6日に日本初の気候訴訟を名古屋地裁に提訴した。要求は日本のCO₂排出量（エネルギー起源）の33%を占める主な火力発電事業者10社に対し、1.5°C目標と整合する水準での排出削減を求めるものだ。

私が原告になったのは、「誰かに任せる、誰かが変わってくれるのを待つのをやめよう」、「私たちが加害者になっている。動物や脆弱なコミュニティが気候変動被害を受けていることに対する悔しい気持ち」、「私が暑さに慣れようとしていることが異常で、未来の世代に住み辛い地球を残さたくない」と思ったからだ。

5月22日の第3回口頭弁論で私も意見陳述を行った。初めての経験で緊張もあったが「率直に伝えたい」との思いで臨んだ。意見陳述では、「気候変動は自然災害ではなく、人災で私たちの選択の結果だ」、「気候変動は、国境や人種、動植物、自然環境、そして世代を超えて、命や暮らしに深刻な影響を与えるものであり、放置すれば取り戻しつかない事態を招く」、「地球が沸騰している」という言葉は、もはや誇張ではなく現実、「私たちには未来の世代が心地よく生きられる環境を残す責任がある」、「だからこそ、今の危機の深刻さを直視し、被告が国際水準に見合う温室効果ガスの削減に本気で取り組む責任がある」と強く訴えた。

（PARE事務局次長 中村庄和）

明日を生きるための若者気候訴訟ホームページ

<https://youth4cj.jp/>

地球環境市民講座（講師資料など）

https://www.casa1988.or.jp/to_learn/6638/